



第5章 施策・事業の展開

第5章 施策・事業の展開

基本方針1 地域包括ケアシステムの実現

高齢社会が進行し、高齢者の価値観や意識が多様化するとともに、地域交流の希薄化も懸念されます。そのような中、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健やかで安心して自分らしく暮らせる社会を実現していくため、地域のつながりを大切にしながら地域の資源を最大限に活かせる『地域包括ケアシステム』の構築に向けて、引き続き積極的に取り組みます。

包括的ケアの中核となる地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、介護と医療、福祉との連携の推進、総合的な相談の充実など、様々な支援の充実を図ります。

【1】地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115条の45）と位置付けられています。

本市では、平成18年の介護保険制度改正に伴い地域包括支援センターを設置し、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者を支える機関として活動しています。現在では基幹ステーションと4地域のステーションにおいて、相談事業等をはじめ様々な高齢者支援施策を推進しています。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、介護・予防・医療・生活支援サービス・住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築のためには、地域包括支援センターが地域の中核機関として、その役割と機能を果たすことが不可欠であり、地域包括支援センターを核とした地域のネットワーク構築に向けた取り組みを引き続き推進する必要があります。

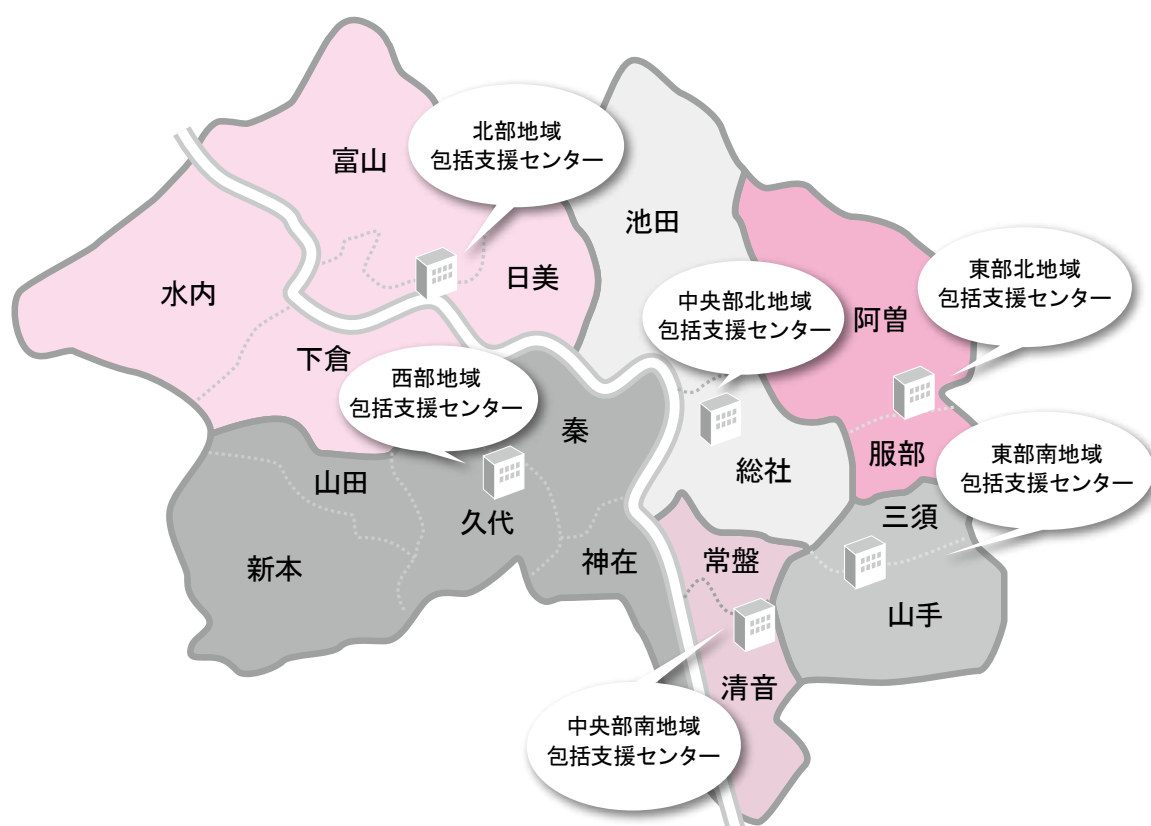
【現状と課題】


高齢者の増加やそれに伴う要介護認定者等の増加などにより、相談内容の複雑化や、本人や家族だけでなく民生委員や医療機関等からの相談も増加しており、例年 9,000 件以上の相談に対応しています。

今後は、さらに地域で高齢者を支える活動を強化し、高齢者がいきいきと生活できる環境づくりのため、より地域に根付いた支援体制づくりが必要です。

【展開の方向】

- 地域包括支援センターの質の向上・確保を図るため、これらの課題を解決し、効率的・効果的な運営に向けて、地域包括支援センターでの活動実績がある法人に運営の委託を行い、統括部門とあわせて新たな体制の整備を図ります。
- この委託により、6法人6箇所地域包括支援センターを設置します。このことによって、より地域の実情に応じたきめ細かな活動を推進することができます。また、6法人はすでに介護施設等を運営しており、24時間緊急時の相談対応がしやすく、住民の安心にもつながります。これらのメリットを十分に発揮しながら、さらなる支援体制の構築を目指します。



 は地域包括支援センターのおよその位置を示します。

【2】小地域・圏域・地域包括ケア会議の推進

本市では、地域包括ケアシステムを支える基盤として「小地域ケア会議」「圏域地域包括ケア会議」「地域包括ケア会議」の3つの会議を推進しています。

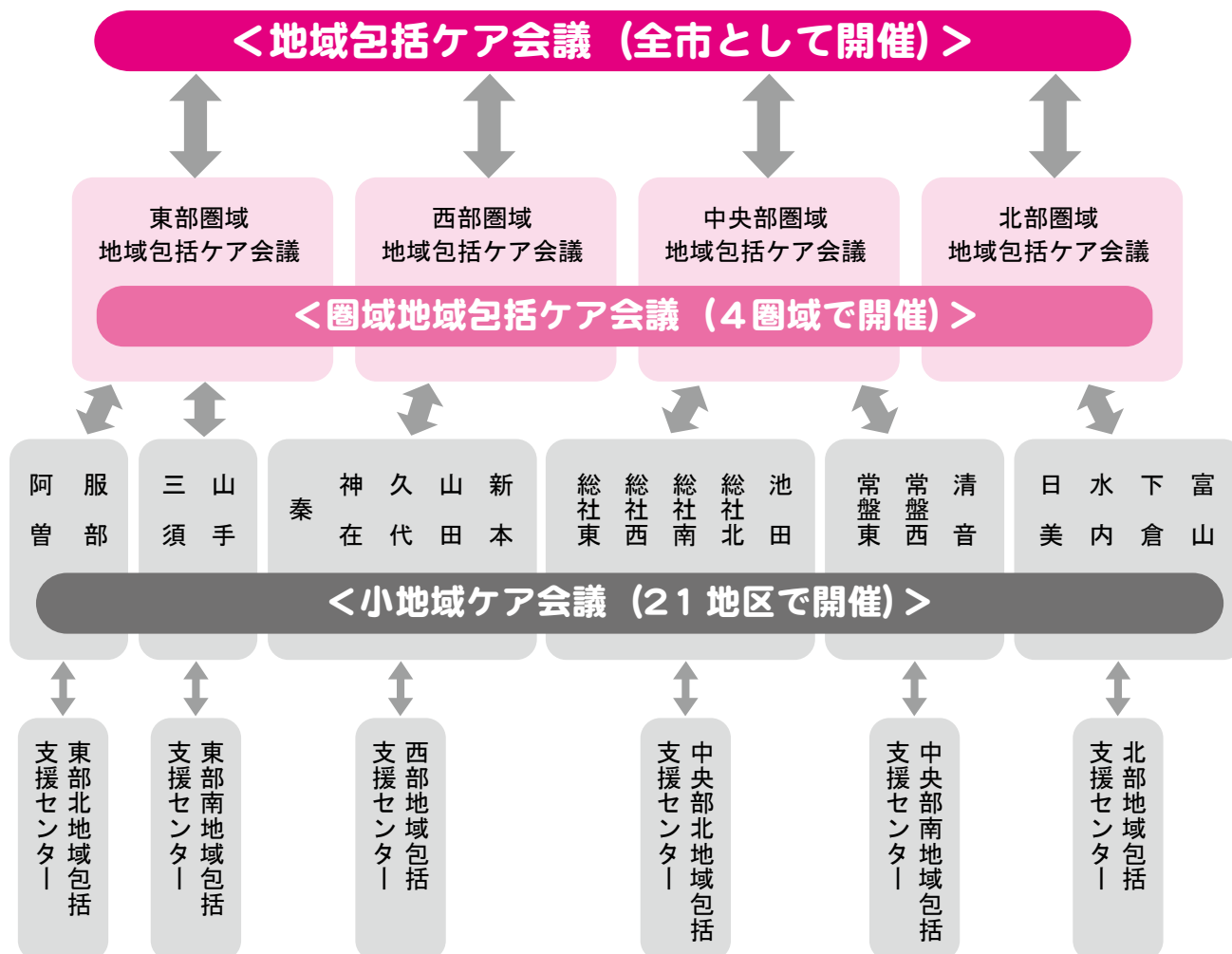
「小地域ケア会議」は、市内を21地区に細分化し、小地区で開催することで、より地域に密着した情報共有、課題解決の場となっています。

「圏域地域包括ケア会議」は、日常生活圏域（東部・西部・中央部・北部）内における小地域ケア会議の代表者で開催しています。

「地域包括ケア会議」は、圏域地域包括ケア会議を通じて小地域ケア会議から出された地域課題を中心に、広域的な課題などについて検討しています。

本市独自のこれらの会議システムを、総合的な高齢者支援に活かすため、今後もより一層推進します。

小地域ケア会議、圏域地域包括ケア会議及び地域包括ケア会議のイメージ



1. 小地域ケア会議

【現状と課題】

小地域ケア会議は、市内を21地区に細分化し、小地区で開催することで、より地域に密着した情報共有、課題解決の場として、①地域包括ケア体制の総合的な整備、②援助困難事例の検討、③社会資源の集約及び提供、④地域が抱える問題の把握及び共有化、⑤新たなサービスの構築に向けての検討を行なっています。

前期計画期間においては「地域での見守る仕組みづくり」を推進していくために、要援護者台帳の整備を進めてきました。市内21地区の小地域ケア会議のうち、19地区が整備を行い2地区は整備について検討中です（平成23年度現在）。要援護者台帳整備を通じて、見守りが必要な高齢者を把握し、地域の高齢者が抱える悩みや不安についても地域の課題として小地域ケア会議で検討していきます。

■小地域ケア会議の開催状況（回）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小地域ケア会議延開催数	155	154	155

【展開の方向】

- 引き続き「小地域ケア会議」を開催し、各地区特有の地域課題について取り組むとともに、要援護者台帳整備から見えてきた「見守りが必要な高齢者」への支援方法や、高齢者本人及びその家族が抱えている悩みや不安について解決、改善するなど個別のケースについても積極的に検討していきます。
- また、小地域ケア会議で検討した取り組みを、地区の関係団体と連携しながら進めていける体制づくりも推進します。

2. 圏域地域包括ケア会議

【現状と課題】

圏域地域包括ケア会議は、日常生活圏域ごと（東部・西部・中央部・北部）に、各圏域内の小地域ケア会議の代表者等で構成し、地域包括ケア会議に連動し、次の3点を目的に開催しています。

- ①各小地域ケア会議間の情報交換を行うことで、それぞれの活動内容を知り、連携を図るとともに、より良い活動へつなげるための情報収集の場とする。
- ②各圏域固有の問題、課題について検討し、圏域間での支援体制の整備を図る。
- ③小地域ケア会議で取り上げられた課題を地域包括ケア会議へつなげる。

圏域地域包括ケア会議の取り組み成果としては、小地域ケア会議の活動内容の共有を行うとともに、その活動内容を各小地域ケア会議に持ち帰り、それぞれの協議の中に活かすことで、小地域ケア会議がより活性化されるという点があげられます。

圏域内特有の問題点の整理や明確化を行い、今後の課題として取り組む必要があります。

■圏域地域包括ケア会議及び合同研修会の開催状況（回）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
圏域地域包括ケア会議開催数	15	15	16
圏域地域包括ケア会議合同研修会開催数	3	4	4

【展開の方向】

- 圏域地域包括ケア会議が「課題解決の場」「連携の要」「学習の場」等として必要な機能、役割が担えるよう、今後、より一層推進します。

3. 地域包括ケア会議

【現状と課題】

地域包括ケア会議は、圏域地域包括ケア会議を通じて小地域ケア会議から出された地域課題を中心に、解決困難な問題や広域的な課題について検討し、新たなサービスの構築や、広域的な支援体制の整備を図ることにより、高齢者等が安心していきいきとした生活が送れるまちづくりを行うことを目的とし開催しています。

地域包括ケア会議は、各委員が小地域ケア会議や圏域地域包括ケア会議へ出席するなどして、地域における実際の課題やニーズを把握し、会議における討議も充実が図られてきています。具体的には小地域ケア会議からの意見として「小地域ケア会議の周知が全市的に必要」という意見から地域包括ケア会議にて「地域づくりフォーラム」を企画開催しました。このように小地域ケア会議で議論されている内容を地域包括ケア会議に取り上げていますが、より一層の充実が必要です。また、小地域ケア会議とのつながりを強化し、課題や情報などがスムーズに伝わる仕組みづくりが必要です。

■地域包括ケア会議の開催状況（回）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域包括ケア会議開催回数	4	4	4
援助困難事例検討委員会開催回数	5	5	4
地域包括ケアシステム検討委員会開催回数	1	1	2

【展開の方向】

- 今後も、より一層小地域ケア会議や圏域地域包括ケア会議との連携を図り、地域の実態や課題の把握に努める必要があります。把握した内容から現状では不足する社会資源やサービス、新たな事業などを発案していく役割を引き続き推進します。
- 「援助困難事例検討委員会」では、タイムリーに専門的支援につなぎ継続的な支援ができる体制をつくりまします。
- 「地域包括ケアシステム検討委員会」を設置、実施してきましたが、今後は地域包括ケアシステムの強化を図るために全体での検討が有効と考え、地域包括ケア会議の中で検討していきます。

【3】 総合相談支援事業の推進

【現状と課題】

総合相談支援事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、地域における活動や関係機関につなげる等の支援を行っています。

これまでの取り組みの成果としては、高齢者の相談窓口として地域包括支援センターが周知されることにより、本人や家族だけでなく民生委員や医療機関等からの相談も増加してきました。

また、相談内容も複雑化し、権利擁護や医療等の専門知識を求められるようになってきたことにより、相談体制のより一層の充実が必要となります。

■総合相談の実績（件）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談件数	9,965	9,124	9,700
来 所	1,003	811	900
電 話	4,112	3,755	4,000
訪問・その他	4,850	4,558	4,800
相談内容	11,836	13,040	13,620
介護相談	1,633	4,846	4,500
介護保険関係	3,823	4,128	4,000
虐待・権利擁護	287	125	120
その他	6,093	3,941	5,000

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 地域の総合相談窓口機能を持った地域包括支援センターの法人委託を行い、現在の4箇所から6箇所に拠点を増加、また、人員を増加することで、より身近な地域で迅速に対応できる体制をつくります。
- 常時職員のいる法人に委託することにより、24時間の対応を充実します。
- 地域包括支援センターが新体制となるため、サービスや支援が適切に移行できるように、相談窓口の周知を図るとともに、指導・支援を推進します。

【4】 ケアマネジャーを中心としたネットワークづくり

【現状と課題】

本市では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援等を行っています。

ケアマネジャーを中心に相談援助技術のスキルアップ研修等を実施するとともに、介護支援専門員協会総社支部と連携しながら、研修会・情報交換・事例検討を実施してきました。今後は、医療機関等の関係機関とのネットワークの構築が課題です。

■ 包括的支援事業の活動実績（件，回）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ケアマネジャーに対する個別相談・支援件数	411	430	430
ケアマネジャーに対する研修会開催回数	15	13	14

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 介護と医療との連携をスムーズにしていくための体制づくりを検討します。
- 地域のインフォーマルなサービスや、社会資源を適切に活用できるように情報発信を充実します。

基本方針2 介護予防，生きがいつくりの推進

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を継続していくためには，心身の機能低下を防ぎ，要支援・要介護状態となることを予防することが必要です。

そのためには，介護予防の重要性や介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するとともに，要介護状態となるおそれのある高齢者を早期に把握し，介護予防の観点に立った生活機能の維持・改善を目的とした支援を行うことが重要です。

一人でも多くの高齢者が，自ら意欲を持ち，日常生活の一部として介護予防に取り組むことができるよう，効率的かつ効果的な介護予防事業を引き続き推進します。

また，豊かで活力ある社会とするためには，元気な高齢者が地域の中で自らの経験や知識，技能を活かせる環境が必要であるとともに，今後の高齢者の増加を踏まえた生きがいつくりを進め，活動的な高齢者を増やしていくことが必要です。

地域や社会との関わりの中で，高齢期をいきいきと健やかに送ることができるように，生涯学習・スポーツ・レクリエーションの機会や就労支援，地域での交流の機会の充実を図ります。

【1】総合的な介護予防の推進（介護予防事業）

介護予防事業は、介護保険法第115条の44の規定に基づき、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、予防や要介護状態の軽減を図るとともに、悪化の防止を目的として実施する事業です。

1. 特定高齢者を対象とした事業（二次予防事業）

（1）特定高齢者の把握

【現状と課題】

特定高齢者把握事業（二次予防事業対象者把握事業）とは、主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の高齢者を対象として、要介護状態等となることを予防することを通じて、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援することを目的として実施する事業です。

要支援や要介護の状態になるおそれのある人（特定高齢者）を把握するため、65歳以上で要介護認定を受けていない高齢者を対象に、基本チェックリストの配布、回収により、対象者の実態把握を行っています。

基本チェックリスト未回収者への対応や、対象者が利用しやすい実施体制づくりとともに、介護予防の必要性に関する普及啓発をより一層進めていくことが必要です。

■特定高齢者（二次予防事業対象者）の把握実績（人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
65歳以上人口（各年3月末時点）	15,162	15,466	15,598
年間把握人数	512	236	650

※平成23年度は見込み値

【展開の方向】

- 65歳以上の高齢者を3歳刻みに区分し、特定高齢者選定の機会を1人の高齢者が3年に1回受けることができるように、基本チェックリスト配布を実施します。
- 特定高齢者の情報を担当地域包括支援センターと情報共有し、訪問等による支援や、適切なアセスメントにより「いきいき百歳体操」や「ふれあいサロン」等の地域の活動も含めた介護予防事業への積極的な勧奨を行います。
- 介護保険要介護認定非該当者で新規申請者については、基本チェックリストによる特定高齢者の判定を行います。また、更新申請において非該当者になった人については、速やかに特定高齢者として訪問等により支援します。

(2) 通所型介護予防事業

【現状と課題】

特定高齢者把握事業で把握された特定高齢者を、地域包括支援センター職員が訪問し、アセスメントを行い、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等、介護予防に効果のあるプログラムが実施されているデイサービス事業への参加を勧めています。

従来の介護保険通所事業所による通所型介護予防事業（デイサービス）に加え、平成23年度からは柔道整復師が整骨院で実施する柔運動事業も始めています。柔運動事業については、主治医と利用者との連携や、予防効果の分析等内容の検討が今後必要です。

また、デイサービス事業は実施期間を6カ月としています。期間内の予防効果の判定や、それに伴うサービス内容、質の向上が今後の課題となっています。

■特定高齢者（二次予防事業対象者）デイサービスの実績（人）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
運動器の機能向上	参加人数	82	81	35
	参加延人数	2,309	1,183	500
栄養改善	参加人数	4	4	0
	参加延人数	75	72	0
口腔機能の向上	参加人数	25	33	10
	参加延人数	651	409	100
その他	参加人数	61	60	25
	参加延人数	1,810	897	400
合計	参加人数	172	178	70

※平成23年度は見込み値

【展開の方向】

- 特定高齢者を対象とした、短時間で効果的な通所型介護予防事業（いきいき元気教室）を推進します。
- 効果的な介護予防事業につなげるため、事業の目的を明確にし、運動器の機能向上マニュアルに基づき、予防効果の分析等内容の充実を検討していきます。
- 一般高齢者施策で実施中の「いきいき百歳体操」につながる流れを作り、介護予防事業の一体的な取り組みを促進します。

2. 高齢者全体を対象にした介護予防事業(一般高齢者施策)

一般高齢者施策(一次予防事業)は、すべての高齢者を対象に、地域の福祉力を活かし介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う事業です。

(1) 介護予防教室・いきいき講座等

【現状と課題】

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、平成20年度から各地区分館及び介護予防拠点施設等において、介護予防に関する基本的な知識を普及・啓発するため、また、効果的な介護予防事業として介護予防教室の開催及び「いきいき百歳体操」の普及・啓発を目的とした出前講座等を実施しています。

(2) いきいき百歳体操

【現状と課題】

おもりを使った筋力運動の「いきいき百歳体操」が地域で91箇所に普及しています。5割の高齢者の筋力の向上、6割の高齢者に歩行を含めた複合的動作能力に改善がみられました。高齢者人口に対する実施箇所数は171人に対して1箇所の割合で実施されており全国2位の実績となっています。

■介護予防普及啓発事業の実績(回, 人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防教室・講座	開催回数	176	161	100
	参加延人数	3,180	3,161	2,000
いきいき百歳体操	開催箇所数	40	73	100
	参加延人数	634	1,163	1,400

※平成23年度は見込み値

【展開の方向】

- 一般高齢者を対象に、介護予防に関する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットの作成・配布、専門職等による相談や教室を引き続き開催します。具体的には、「いきいき講座(介護予防教室)」の実施と、おもりを使った筋力運動「いきいき百歳体操」の普及・啓発のための出前講座、さらにふれあいサロン等への参加など、介護予防を積極的に推進します。高齢者が歩いて15分の場所で「いきいき百歳体操」に参加できることを目指し、開催箇所を増やします。
- 地域のスポーツ施設の利用、地区で開催のウォーキングへの参加等、地域の社会資源の活用を推進します。

(3) 介護予防サポーター

【現状と課題】

平成19年度から、介護予防の実践と普及に意欲を持つおおむね65歳までの人を対象に、人材養成のための研修として「介護予防サポーター養成講座」を実施しています。平成23年度新規サポーターも加え、90人程度のサポーターが、地区で「いきいき百歳体操」を実践するなど効果的な介護予防事業のための活動を支援しています。

■介護予防サポーター養成講座の実績（回、人）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防サポーター養成講座	参加者数	-	32	25
	終了者数	-	30	24

※平成23年度は見込み値

【展開の方向】

- 介護予防に関するボランティア等の人材養成のために「介護予防サポーター養成講座」を実施し、ふれあいサロンやいきいき百歳体操等への参加、また、地域の活性化・繋がりの再構築など、地域の介護予防活動・地域づくりの原動力として介護予防サポーターの活動を支援します。
- 地域で体操等の参加者同士の交流を図ることや、自主的な活動が継続するよう支援します。

3. 高齢者デイサービス事業

【現状と課題】

高齢者デイサービス事業は、介護保険サービスを受けていない閉じこもりがちな高齢者を対象に、自立的生活の助長、心身機能の維持向上等を図るため、デイサービス施設で健康チェックや生活指導、給食等のサービスを実施しています。

■高齢者デイサービス事業の利用実績（人、施設）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高齢者デイサービス延べ利用者数	1,842	1,898	1,950
委託事業者数	14	15	16

※平成23年度は見込み値

【展開の方向】

- デイサービス施設で健康チェックや生活指導、給食等のサービスは、今後もニーズが高いことから継続して実施します。

4. 介護予防ケアマネジメント

【現状と課題】

本市では、介護予防ケアマネジメント業務として、高齢者が介護予防サービスを利用する場合に、参加が望ましい介護予防事業や予防給付サービスの利用調整を行っています。具体的には、介護予防サービスを希望する高齢者に対し、訪問によるアセスメントを行い、次に予防ケアプランを作成し、このプランに基づいてサービス提供の調整を行います。

高齢者の増加に伴い、要支援者や特定高齢者等の自立支援に向けて、積極的な支援が求められている中で、スムーズに新体制へ移行していくとともに、引き続き公平公正なサービスの提供に努める必要があります。

■介護予防ケアマネジメントの活動実績（件）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特定高齢者	123	34	60
要支援 1～2 の認定者	8,755	9,294	9,500

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- ケアマネジャーの研修、社会資源等の情報共有、公平公正なサービス利用ができるための体制づくりを推進し、効果的な介護予防・自立支援に努めます。
- インフォーマルなサービスを支援するとともに、地域住民のニーズに応じた日常生活支援総合事業の展開を検討します。

【2】社会参加と生きがいづくり

日常生活圏域ニーズ調査結果では、「自治会・町内会」などの地域活動等への参加は一定割合みられるものの、全体で3割が「参加していない」と回答しており、高齢者の生きがいづくりや、地域活動をはじめとする社会参加への取り組みなどに対しては、今後もより一層の支援が必要と考えられます。

豊富な経験と多様な価値観を有する高齢者の技術や知識、社会的経験などを有効な社会的資源として活かしていくことも重要です。高齢者の能力を地域社会へ還元するための環境づくりをはじめ、高齢者が元気に活躍する活力ある社会の形成を目指し、就業、健康・福祉、スポーツ、学習等の分野で自分らしく、いきいきと活動することを通して、生きがいを持てる高齢期の実現を支援していくことが求められます。

高齢者が意欲や関心をもって積極的に社会活動に参加し、生きがいを感じることができるよう、地域の資源等を活用しながら、多様な活動の場づくりに取り組んでいきます。

1. 生涯学習・文化活動

【現状と課題】

公民館や図書館などを中心に、各種の学習活動を展開しています。また、文芸教室（「いきいき文芸」）の開催や文集「かえで」の発行を行うとともに、囲碁大会も開催しています。さらに、高齢者が自主的に学び、体験して行う学習を支援するため、市の職員が出向いて知識や技術を提供する出前講座も実施しています。

【展開の方向】

- 高齢者の一人ひとりが社会の一員として意欲を持って社会生活を送るため、「だれもが、いつでも、どこでも」学べる生涯学習を推進します。
- 学習活動に参加し、高齢者が知識や教養を高めることは、社会参加を促し高齢者自身の生きがいづくりのひとつとなっていることから、今後も、高齢者のライフスタイルやニーズに応じた趣味や教養、文化活動の内容を充実し、多様な学習機会の提供に努めます。
- 市民が自主的に学び、体験して行う学習を支援するため、市の職員が出向いて知識や技術などを提供する「出前講座」については、その支援を今後も継続していきます。

2. スポーツ活動

【現状と課題】

高齢者の健康づくりのために、適度な運動は老化の進行を抑え、いつまでも健康に日常生活を送るためには必要なことです。本市では、スポーツ大会、ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、ペタンク大会等の各種スポーツ行事で、気軽にスポーツ活動に親しめる機会を提供しています。

【展開の方向】

- 高齢者自身が、自ら進んでスポーツ活動を行おうとする意欲を啓発するとともに、今後も引き続き、高齢者の生きがいつくりと健康づくりのため、スポーツ活動を推進します。

3. 世代間交流

【現状と課題】

毎年、高間キャンプ場で行われる「やまびこ祭り」や、学校で行われる児童の高齢者施設訪問など、現在地域や学校では三世代交流事業が行われています。

近年の核家族化の進行により、三世代同居家族は減少しています。そのため、家庭における世代間の交流は行われにくくなっているのが現状です。長年にわたり培った知識や技術を持つ高齢者自身が講師となり、子どもたちに地域の伝統文化や芸能、昔からの遊び等を伝承することは、高齢者自身の生きがいつくりのひとつとなります。

【展開の方向】

- 引き続き「障害者計画」や「次世代育成支援行動計画（総社っ子プラン）」の施策と連携しながら、地域や学校で行われる世代間交流事業を積極的に支援し、地域の交流の活性化に努めます。

4. 就労の促進

【現状と課題】

社団法人総社市シルバー人材センターは、昭和63年に設立以降、意欲のある高齢者の就業機会の提供や、会員間の交流、ボランティア活動等を通じた地域づくりのための活動を行っています。

高齢者の豊富な知識・経験・技能を活かし、就業を通じて生きがいの増進と社会活動への参加に取り組む高齢者が、適切に雇用、就労の場を得ることは、高齢者の社会参加と生きがいつくりを図るうえで重要です。

現在、団塊の世代の離職により、シルバー人材センターの果たす役割は非常に重要になっています。シルバー人材センターへの助成を通じて、就業範囲の拡充、就業機会の開拓を目指し、高齢者の能力活用を図ることは引き続き重要です。

【展開の方向】

- 今後も、より一層の安定経営を図り、地域の高齢者支援等の取り組みを様々な機関と連携して行うとともに、就業機会の提供だけでなく、地域訪問活動や世代交流などを通じて、地域づくりに貢献します。

5. 老人クラブ活動

【現状と課題】

老人クラブは、地域社会において相互の親睦とボランティア活動など、地域活動の一翼を担うことを目的に設置されています。平成23年6月現在で、63団体、3,714人が活動しています。

主な活動内容としては、各地区のコミュニティハウスや公民館などを拠点として地域ボランティア活動や教養講座、旅行などの親睦のほか、市主催のスポーツ大会や囲碁大会などに積極的に参加し、生きがいと健康づくりに努めていることなどがあげられます。近年、会員数が減少傾向にあるため、より魅力ある活動内容の工夫が課題となっています。

【展開の方向】

- 現在63クラブある老人クラブを、より魅力のある組織とするため、現在行っている諸活動の活発化に努め、高齢者自らが主体的に参加する長寿社会の中核的な担い手となるように、引き続きその活動を支援します。

6. ふれあいサロン

【現状と課題】

ふれあいサロンとは、地域の住民が仲間づくり・健康づくりを目的に、集会所等で、健康教室・レクリエーション・茶話会及び情報交換等を定期的実施している活動です。

社会福祉協議会で積極的な支援を行っており、総社市全域で平成22年度現在156団体のサロンが活動しています。市においても、補助金を交付し、サロンの育成に努めています。

【展開の方向】

- 今後も引き続きサロンの育成を支援し、高齢者の交流の場を広げます。

7. 敬老事業

【現状と課題】

各地区で社会福祉協議会が開催する敬老会事業に対し、補助金を交付しています。また、満100歳を迎えた高齢者や米寿の高齢者に記念品を贈呈し、長寿をお祝いしています。

【展開の方向】

- 今後も事業を継続し、生きがいづくりを支援します。

8. 福祉ボランティア活動助成

【現状と課題】

社会福祉協議会に委託し、福祉ボランティア団体の会員数、活動状況に応じて、活動費の助成を行っています。助成団体も、平成21年度60団体、平成22年度61団体、平成23年度（見込み）85団体と徐々に増加しています。

地域や個人の実情に合った、きめ細かな高齢者福祉を推進するには、地域で活動しているNPO、各種団体、ボランティアなどの役割が重要です。

【展開の方向】

- 本計画の基本理念の1つでもある「地域の支えあい・助けあい」の視点に立ち、市民と行政との協働をさらに推進するため、ボランティアの情報提供・コーディネート機能の充実を図るとともに、多様な地域福祉活動への支援や人材の育成支援に努めます。

9. 活動拠点の活用

【現状と課題】

高齢者が健康に楽しく活動的に過ごすために、公民館等の社会教育施設や文化・交流施設の活用等を通じた支援施策を講じていますが、こうした活動拠点に加え、介護予防拠点施設等の一層の活用充実を図る必要があります。また、高齢者の社会参加を促すことで高齢化する社会の活力の維持・増進を図っていくことにつながります。

【展開の方向】

- 高齢者の活動拠点を介護予防の視点のみならず、年齢や障がいの有無にとらわれず、地域との関わりの中で、生きがいや役割を持ちながら楽しく過ごすことができる場としての活用を推進します。

基本方針3 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して生活を送るためには、高齢者の孤立を防ぎ、日常生活や介護に対する不安を解消するための支援や、地域で支え合う体制づくりが重要となります。

地域で暮らす高齢者が安心して生活ができるよう、自立生活や介護家族等を支援する観点から、利用ニーズ等を踏まえた内容の調整を行いつつ、高齢者福祉サービスを効果的・多角的に提供していきます。

また、高齢者にとって外出しやすい道路や、利用しやすい公共施設の整備、公共交通機関の充実など、人にやさしい安全で快適なまちづくりを推進します。

さらに、災害時の要援護者対応をはじめ、防災・防犯対策の充実に努めます。

【1】地域生活を支えるサービスの充実

本市では、介護保険サービスに加え、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、寝たきりの高齢者等を対象とした生活支援、家族介護への支援に関する各種サービスや事業を実施しています。

1. 高齢者ホームヘルパー派遣事業

【現状と課題】

要支援要介護認定を受けていない高齢者で、ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する方、その他市長が必要と認めた方を対象に、家事に対する支援、指導、相談、助言等を行っています。

■高齢者ホームヘルパー派遣事業の利用実績（人，回）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	59	58	60
利用延べ回数	2,564	2,722	2,750

※平成23年度は見込み値

【展開の方向】

●引き続き事業を継続し、ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯に属する方を支援します。

2. 緊急通報体制

【現状と課題】

本市では現在、65歳以上で身体に障がいのあるひとり暮らし高齢者や75歳以上のひとり暮らし等の高齢者に対して、緊急通報装置の貸与や認知症の高齢者が徘徊等で行方不明になったときの早期発見に役立つ機器として、「位置情報提供携帯端末装置」の貸与を行っています。

また、福祉電話の貸与のほか、消防通報受信時の即時発信地特定など、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急の対応を行っています。

こうした取り組みは、地域における協力員による見守りとともに、高齢者の不測の事態への早期対処や安否確認などの効果が期待されることから、今後もその拡充を図っていくことが重要です。

■緊急通報装置・位置情報提供携帯端末装置の利用者数（人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
緊急通報装置利用者	281	274	300
位置情報提供携帯端末装置の利用者	6	7	8

※平成23年度は見込み値

【展開の方向】

- ひとり暮らし高齢者の孤独感や不安感を解消し、家族の負担軽減にもつながることから、緊急通報装置の貸与等は継続して実施していくとともに、警察や消防、医療などの関係機関や地域住民との連携による緊急時の通報・救護体制を強化していきます。

3. 高齢者給食サービス・地区給食サービス

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、週2回夕食を有料で配食する給食サービスを委託で実施しており、配食に携わる配食協力員等が家庭を訪問することで、対象者の安否確認にも資することができます。また、社会福祉協議会に委託し、満70歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、地区ボランティアの協力を得て、年9回程度昼食を無料で配食する「地区給食サービス」を実施しています。

■高齢者給食サービスの利用実績（食，人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給食サービス延べ食数	7,663	8,078	8,500
給食サービス利用人数	143	149	160

※平成23年度は見込み値

■地区給食サービスの利用実績（食，人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給食サービス延べ食数	7,802	8,261	8,700
ボランティア人数	2,462	2,521	2,600

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 配食協力員等が家庭を訪問することで、高齢者の安否確認にもつながることから、今後もサービスの充実を図ります。

4. 訪問理容サービス

【現状と課題】

要介護 2 から要介護 5 と認定されたひとり暮らしの方など、理容所で散髪等ができない高齢者に対し、在宅での理容サービスを実施しています。

■訪問理容サービスの利用実績（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問理容サービス利用者数	11	11	15

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 引き続き事業を継続し、在宅での生活を支援します。

5. 高齢者住宅改造費の助成等

【現状と課題】

要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者で住宅改修希望者に対し、介護保険の住宅改修費の上乗せ助成として、住宅改造費の助成を行っています。

また、住宅改修指導の専門員を派遣し、介護保険制度及び住宅改造助成の利用に関する適切な指導を行っています。

■高齢者住宅改造費の助成実績（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者住宅改造費の助成対象者数	28	23	30
住宅改修指導事業の利用件数	32	25	30

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 引き続き事業を継続し、在宅での生活を支援します。

【2】 家族介護者への支援

1. 介護用品の助成

【現状と課題】

寝たきりの高齢者等を在宅で介護する家族等の経済的負担を軽減するために、介護用品購入費の助成及び重度要介護者介護用品引換クーポン券の交付を実施しています。

■介護用品の助成（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護用品購入費の助成対象者数	114	116	125
重度要介護者介護用品引換クーポン券交付人数	18	21	25

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 引き続き事業を継続し、在宅介護者を経済的に支援します。

2. 在宅介護激励金等の支給

【現状と課題】

寝たきりの高齢者等を在宅で常時介護されている人を激励するために、在宅介護激励金や家族介護慰労金を支給しています。

■在宅介護激励金等の支給実績（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
在宅介護激励金の支給対象者数	146	149	160
家族介護慰労金の支給対象者数	0	0	0

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 引き続き在宅介護激励金等を支給するとともに、社会福祉協議会を通じて在宅介護者の会の活動を支援します。

【3】 認知症の方を支える支援

今後、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加していくことが予測され、認知症高齢者に対する支援がこれまで以上に求められています。

認知症高齢者が尊厳をもって地域で安心して暮らせる環境を整えるためには、地域密着型のサービスの充実はもとより、地域住民が認知症について正しい知識を身につけ、早期受診・治療や地域全体による見守りなど、介護と医療、地域協働の連携による総合的な支援体制を確立していくことが必要です。

今後も引き続き、認知症予防の普及啓発の手法や、認知症高齢者の地域支援体制の構築を推進します。また、認知症高齢者を抱える家族への支援や、地域の協力の呼びかけ等を図ります。

高齢者の自立生活や介護家族等を支援する観点から、利用ニーズ等を踏まえた内容の調整を行いつつ、これらのサービスや事業の充実に取り組んでいく必要があります。

【現状と課題】

本市では、認知症への偏見の解消を図り、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症の原因や予防、適切な介護のあり方等について知識の普及に努めてきました。認知症高齢者とその家族が安心して生活を送ることができるよう、地域包括支援センター等における相談支援体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉分野の関係者や地域住民の見守りや支援等を行うネットワークづくりを推進しています。

また、認知症サポーターとして地域住民や金融機関等を対象とした啓発を行うなど、認知症の理解者を増やしています。さらに、いきいき講座や地域のサロン等で認知症の予防についての講話を実施するなど、認知症に対する理解の普及に努めています。

小地域ケア会議では要援護者台帳を作成し、認知症の方を含む地域の高齢者の声かけ運動や見守り活動を行っています。このように、本市では様々な方面から認知症の見守り対策や支援対策を推進しており、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、継続的に取り組んでいく必要があります。

■ 認知症講演会等の開催状況（回、人）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症講演会・研修会・講座	回 数	5	5	4
	参加人数	430	328	213
認知症サポーター養成講座	回 数	2	14	9
	参加人数	49	278	326

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 認知症に関する正しい理解促進のために、認知症サポーターを関係機関や地域に広げます。
- いきいき講座やサロン活動を通じて、認知症予防についての啓発を推進します。
- 認知症の家族支援のために、地域包括支援センター等の相談窓口を周知します。また、介護者の会（社会福祉協議会）や認知症の人と家族の会とのつながりを持ちながら支援を継続します。
- 地域の見守りや関係機関とのネットワークづくりを推進し、認知症の人と家族を支援します。
- 医療機関との連携を図り、認知症の受診窓口やサポート医等の情報を集約し提供します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

【4】高齢者の権利を守るための支援

1. 権利擁護事業

【現状と課題】

高齢者等に対する他者からの権利侵害や、家庭、施設等における虐待を防止し、高齢者の尊厳が守られるよう、相談体制や虐待の早期発見と適切な対応が必要です。

本市では、認知症等で意思決定が困難な人に対して、他者からの権利侵害が疑われる場合等に、尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的な支援を行っています。

対応困難なケースには地域包括ケア会議の援助困難事例検討委員会等で相談支援していますが、虐待や消費者被害等の権利擁護の相談内容が複雑化しているため、広い専門的な知識が求められています。問題を解決していくため、気軽に相談できる仕組みとPR、また相談援助者を司法や医療面でサポートする仕組みが必要です。

このほか、虐待等で緊急避難できる場所等の社会資源の不足や対応マニュアルの見直し、関係職員のスキルアップ研修と情報の効率的な共有化などが今後の課題です。

■総合相談の実績（件）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
高齢者虐待対応件数	183	125	150	
虐待の内訳 (重複あり)	身体的虐待	41	46	50
	経済的虐待	84	47	45
	精神的虐待	40	3	20
	性的虐待	7	6	5
	介護放棄	41	28	30
虐待通報件数	12	15	15	
虐待受理件数	11	14	14	

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 引き続き、高齢者の虐待防止対策を推進します。
- 問題を解決していくため、気軽に相談できる仕組みとPR、また相談援助者を司法や医療面でサポートする仕組みづくりを推進します。
- 対応マニュアルの見直しを図るとともに、関係職員のスキルアップ研修と効率的な情報の共有化を検討します。
- 関係機関と連携し、高齢者の消費者トラブルの防止や相談の充実に努めます。

2. 成年後見制度利用支援事業

【現状と課題】

認知症等で判断能力が不十分な高齢者等を対象に、適切な介護サービスの利用、金銭管理や日常生活上の契約等を本人に代わって行うための成年後見制度の利用支援を行っています。

成年後見制度の周知についてはパンフレットを作成するとともに、事業所などへの説明会を実施しています。身寄りがない等の高齢者に対しては、市長による申し立てを行い、判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護しています。また資力が無いため成年後見制度が利用できない方のために後見人等への報酬助成を行うなど、成年後見制度の普及促進に努めています。

一方、成年後見制度についてパンフレットの作成等だけでは、地域住民への周知が行き届かない、専門職後見人の受任件数が飽和状態であるなどが現状の課題です。

また、今後さらに高齢化が進行し、認知症高齢者が増加する見込みから成年後見制度の利用件数の増加も見込まれます。

■市長申立の実績（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市長申立人数	2	4	8

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- パンフレットだけでなく、成年後見制度に関する研修会などを開催し、より一層の制度の周知を行います。
- 新たな後見人等の担い手として「市民後見人」の育成に努めます。
- 弁護士・司法書士・社会福祉士などと連携しながら成年後見制度の活用を推進します。

【5】 高齢者が安心できる住まい

1. 養護老人ホーム

【現状と課題】

養護老人ホームは、おおむね 65 歳以上の人で、環境上又は経済的な理由により、在宅での生活が困難な人が入所対象となります。現在、市内に 1 施設（定員 50 名）が設置されています。

■養護老人ホーム入所者数（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
清梁園入所者数	44	40	40
市外施設入所者数	7	5	3

※平成 23 年度は見込み値

【展開の方向】

- 今後は、指定管理者制度の導入により、民間（社会福祉法人）を指定管理者として管理運営を委ね、よりきめ細かいサービスの提供に努めます。

2. 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【現状と課題】

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、家庭環境や住宅事情などの問題から、自宅で生活することが困難な高齢者のための施設で、現在、市内に 3 施設（定員 60 人）が整備されています。

【展開の方向】

- 現在、市内に 3 施設が整備されており、おおむね充足していることから、施設数及び定員は現状維持を基本とします。

3. サービス付き高齢者向け住宅

【現状と課題】

見守りや食事などのサービス付き高齢者向け住宅は、現在、市内に整備されています。

【展開の方向】

- 今後も、高齢者のニーズを踏まえつつ、施設整備を検討していきます。

【6】外出しやすい環境の整備

1. 移送サービス

【現状と課題】

高齢者にとって、通院や買い物のための生活交通手段の確保は重要な課題となっています。

本市では、平成23年4月から誰でも利用できる安価の交通機関として、新生活交通「雪舟くん」の利用による移送サービスを提供し、高齢者の閉じこもりを防止し、生活の足の確保を図っています。

また、「雪舟くん」に一人で乗車できない高齢者等に対しては、補完制度として、介護タクシーや有償運送等の福祉サービス車両に利用できる「いきいきチケット」を交付し、高齢者の移動を支援しています。

【展開の方向】

- 引き続き事業を継続し、「雪舟くん」の利用促進を図りつつ、外出を支援していきます。

2. 利用しやすい施設等

【現状と課題】

公共施設や公園、道路等については、スロープ配置、手すりの配置など必要な箇所から改修に努めるとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく、段差の解消や車椅子の使用を考慮した公共空間の拡充に努め、高齢者の安全を第一にユニバーサルデザインにも配慮した施設環境の充実に努めています。

また、商店、銀行などの民間施設についても、公共施設に準じた整備がなされるよう、必要に応じ関係者に協力を依頼しています。

【展開の方向】

- 高齢者等をはじめ誰もが安全で快適に利用できるよう施設等の整備を行い、過ごしやすく優しいまちづくりを引き続き推進します。

【7】防犯・防災体制の整備

1. 防犯体制の整備

【現状と課題】

高齢化・核家族化が進行し、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えているなか、高齢者の老後の資金や生活費などを狙う悪質商法や振り込め詐欺による被害が後を絶ちません。

こうした高齢者を狙う犯罪を未然に防ぐための取り組みや、地域の住民の見守りネットワークの強化が必要です。

【展開の方向】

- 高齢者やその家族などに対してトラブルの発生防止のため、消費生活出前講座などを通じた広報啓発、情報提供活動等の啓発を推進します。
- 岡山県消費生活センターや警察、金融機関等、及び民生委員、ホームヘルパー、ケアマネジャーとの連携など、地域の住民の見守りネットワークを強化するとともに、高齢者の立場に立った迅速な相談の対応に努めます。

2. 防災体制の整備

【現状と課題】

ひとり暮らしや夫婦のみ高齢者世帯、特に障がいのある高齢者がいる世帯では、災害時の避難や安否確認、避難所での生活に対する不安を抱く人が多いと考えられます。地域での避難や安否確認体制、避難所の指定、災害時要援護者を含めた日頃の防災訓練など、災害時の支援体制の充実強化が必要です。

また、地域全体で高齢者の安全を確保するために、各地区で住民による自主防災組織の結成と協力体制の確立が必要です。

【展開の方向】

- 町内会等に対し、自主防災組織と協力体制の必要性について理解が得られるよう周知啓発を行います。
- 大規模な災害時に備え、避難所の周知を徹底するとともに、一人で避難することが困難な要援護者について、民生委員等による把握・支援者の実態把握や、緊急通報装置の設置などにより、迅速に対応できるよう努めます。
- 各地域で作成・整備に取り組んでいる「要援護者台帳」を元に、災害時の安否確認や支援方法について、自主防災組織を中心とした地域による対応を整えます。

基本方針 4 介護保険制度の円滑な運営

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送ることができる支援とともに、介護度の重度化を防ぐことが重要です。

また、支援や介護を必要とする高齢者等に対して適切なサービスが提供されるように、事業者やケアマネジャーに対する指導・助言・監督を行うとともに、質の向上を図ります。

【1】サービスの円滑な提供を図るための体制づくり

1. サービスの確保

要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるように、各サービスの適正な供給量の確保に努めます。

2. 要介護認定

介護保険サービスの円滑な提供を図るためには、まず的確な訪問調査と要介護（要支援）認定が必要です。本市では、基本的に市職員が訪問調査を行います。認定調査にあたっては客観性、公平性を確保する必要があることから、認定調査員一人ひとりの偏りのない判断能力が求められます。そのため、認定調査員に対して十分な研修・指導を行います。

本市では、重要な審査機関である介護認定審査会を三合議体により構成しており、判定結果の平準化を図る目的から、各合議体の代表者で組織する判定調整会議を開催し、連絡調整を図ります。

3. 居宅介護支援事業者等の育成及び連携強化

居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターのケアマネジャーは、常に要介護者等の立場に立って、公正・誠実にサービス提供の支援をしていくことが必要です。

このためケアプラン点検や、給付適正化研修などを実施し、その作成技術向上のための支援を行うとともに、ケアマネジャー相互の情報・意見交換の場を設定し、情報の共有化に努めます。

また、サービス事業者等との連携を図り、質の高い適切なケアマネジメントを行うことができるよう、関係機関相互のネットワークの整備に努めます。

さらに、「NPO 法人岡山県介護支援専門員協会 総社支部」などの組織への情報提供や連携も図っていきます。

4. 地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービスの指定については、日常生活圏域ごとの利用者ニーズを踏まえ、適正なサービス量の確保に努めます。

また、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、新規参入を申請する事業者のサービス運営や内容については適切に審査を行い、地域密着型サービス運営委員会において審議を諮った上で、指定を行います。

【2】低所得者の負担軽減

1. 介護保険料の減免

住民税が世帯非課税で、特に生計困難な方を対象に、介護保険料の減免措置を行います。また、災害等により、生活が一時的に困難となり、特に必要と認められた場合に保険料負担が減免されます。

2. 利用者負担の軽減

(1) 高額介護サービス費等の支給

1か月の利用者負担額が所得区分ごとに決められた一定額を超えた場合、その超えた部分を払い戻します。

(2) 高額医療合算介護サービス費等の支給

8月から翌年7月までの1年間利用した医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の合計の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を払い戻します。

(3) 特定入所者介護サービス費

施設の居住費と食費について、低所得者にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図ります。

(4) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人等が行う訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設サービスについて、低所得者の利用者負担を軽減します。

【3】介護給付適正化事業の実施

1. ケアプラン及びレセプト点検の実施

介護保険制度の持続可能性を高める観点から、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システム等を活用し、専門の職員がケアプランやレセプトを点検することにより、過不足のない介護保険サービスの提供など適正化に努めます。

2. 介護給付費通知の送付

介護予防サービス・介護サービスを利用している人へ費用額等を記載した通知を送付し、サービス費用のコスト意識の啓発と不正請求の発見を促します。

3. 介護相談員派遣事業の充実

介護相談員がサービス提供の場を訪問し、利用者等の話を聞き、相談に応じるなど、利用者の不満や疑問にきめ細かく対応し、苦情に至る事態を未然に防止します。

また、研修会や情報交換会などへの参加、介護相談員連絡会議での事例検討などを通じて、介護相談員の資質の向上を図ります。

4. サービス事業者の指導・監督

利用者が安心してサービスを受けられるように、地域密着型サービス事業者に対する指導・監督の充実を図り、適正なサービス提供と業務運営体制の確保に努めます。

また、岡山県が指導・監督権限を有するその他の介護保険サービス事業者に対しては、情報の共有・報告等の連携を密に行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

